

岐阜市立岩野田小学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 3 月策定
平成 30 年 4 月改定
平成 31 年 1 月改定
令和 元 年 7 月改定
令和 2 年 4 月改定
令和 3 年 4 月改定
令和 4 年 4 月改定
令和 5 年 4 月改定
令和 6 年 4 月改定
令和 7 年 4 月改定

はじめに

ここに定める「岩野田小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

『安心・安全で、仲間と共に明るく楽しい学校生活を送ること』は、本校の全ての児童の願いであり、それは保護者の願いでもある。岩野田小学校に勤務する私たち教職員は、その実現に向けてこれまで取り組んできた。

いじめ事案発生時の迅速かつ的確な対応について全教職員で共通理解すると共に、未然防止に関する取組や早期発見につながる指導を重点に取り組んできた。その際、児童会を中心とした自治的な取組や保護者や地域の方との連携・協力にも配慮し、厚みのある取組を目指してきた。

児童一人一人に確かな自己有用感を体感させることこそ、いじめに向かわない児童を育成することにつながると考えている。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する**。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

①「いじめは、絶対に許さない」

・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| 1 どの子も全力で応援する | →誰も一人ぼっちにさせない |
| 2 いつでもどんな相談も聞く | →どんなことも受け止める |
| 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する | →いじめはみんなで必ず止める |
| 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる |

- ○ “いじめはどの子にも起こり得る” という認識を常にもつ。
○ 一人一人の自己肯定感を高め、自己有用感を体感させる。
○ 「大事」ととらえ、組織で指導に当たる。（一人で指導しない）

(6) 保護者の責務など

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

岩野田小学校では、学校生活において、特に以下のことを大切にする。それにより、「自分っていいな」「支えてくれる仲間がいるんだ。仲間と一緒に頑張るっていいな」「仲間の役に立てて嬉しいなあ」等の自己肯定感・自己有用感、仲間との連帯感を醸成し、いじめを未然に防止する温かい人間関係づくりにつながると考える。

- (1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導 共同学習等）
 - ・学年に応じた「聞く・話す・表現する」力を育成するとともに、小集団での対話を通した学び合いを位置付ける。
 - ・「よさ見つけ」等を中心とした、肯定的で温かい仲間関係づくりを推進する。
 - ・学級活動の時間を中心に、よりよい生活づくりや問題解決の道筋を指導する。
 - ・地域のよさや特徴を学び、ふるさとに誇りをもたせる教育を大切にする。
- (2) 安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）
 - ・いじめ未然防止に係る校内掲示「いじめ対応フロー図」「4つの約束」「いじめを見逃さない日の内容」
 - ・「進んであいさつをする」「美しい学校づくり」を推進し、明るい学校を目指す。
 - ・学級における「一人一役」を中心に所属感や自己有用感を醸成する。
 - ・代表委員会・生活委員会が行う「しあわせの木」の活動を通して、学年を超えて仲間のよさに気付き、互いを認める校風を高める。
 - ・児童の言葉づかい等の言動を常に見届け、気になる児童には進んで声かけをする。
 - ・ふれあい遊び（ふれあい活動）の異年齢集団による活動を充実させることで、望ましい仲間関係を醸成する。
 - ・「ここタン」入力を午前、午後に行うことで、児童の様子を見届け支援する。
- (3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）
 - ・総合的な学習の時間や道徳及び特別活動等において、「生き方」について考える時間を設定する。
 - ・「いじめ防止強化週間」及び「いじめについて考える日」に道徳の時間、または学級活動等を活用して命に関する指導を実施する。
 - ・上記期間内に全員を対象とした教育相談を実施する。
 - ・道徳の時間を中心に、よりよい生き方を考えさせるとともに、自他の命の大切さについて考えさせる。
 - ・「13の人権課題」について、発達段階に応じて指導する。
 - ・異年齢集団による活動を通じて、思いやりの心を醸成する。
 - ・人権啓発センター（DVD）を活用した校内研修を通して、教職員自らの人権感覚をさらに高める。
- (4) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）
 - ・一人一人の児童のよさを、積極的に見付けて本人に自覚させるとともに、朝の会等で学級に知らせたり、昼の全校放送で紹介したりする。
 - ・係活動や当番活動、委員会活動等、活躍する場を設定しやり切らせることで、自己肯定感を高める。
 - ・学級通信や学校だより、HP等で積極的に保護者や地域に学校、児童の様子を発信する。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ・情報モラルについて学習する機会を設定し、インターネット等の正しい使い方、ルールやマナー等を学ばせる。（「ネットいじめ」の被害者にも加害者にもさせない）また、学級懇談会等でも話題にし、保護者にも協力を依頼する。
 - ・外部の専門家等を講師として招き、夏季休業期間前等に出前授業を計画・実施する。

3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成
- ・傍観者にならないための対応
（SOSの出し方、SOSカード、お悩みポスト、情報提供アンケート等）
 - ・いじめ発生時対応演習（ロールプレイング）
 - ・互いに仲間の変容に気付ける目（ハートコンタクト）
- (2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実
- ・回答しやすい環境整備（自宅での記入、保護者への事前周知）
 - ・いじめアンケート（＝なかよしアンケート）と情報提供アンケートの活用
 - ・学年単位での「ダブルチェック」を基本とした複数の職員での確認
 - ・アンケート後の教育相談（「お話しタイム」（年3回））の実施
 - ・些細な事象の積み上げ（児童の行動観察の情報共有）
 - ・スマート連絡帳による保護者からの情報提供
 - ・ここタン入力による児童の実態把握
- (3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝！）
- ・いじめ対策監による見守り（校内巡視）
 - ・迅速かつ組織的に対応するための校内組織（フロー図）
 - ・迅速かつ適切な情報共有
- (4) 教育相談の充実
- ・あらゆる機会を捉えた教育相談（問題解決的な教育相談、全児童を対象とする開発的教育相談、不安や悩みを抱える児童に働きかける予防的教育相談）
 - ・児童一人一人と話す時間の確保
 - ・スクールカウンセラー、スクール相談員等の積極的活用
- (5) 教職員の研修の充実
- ・年度はじめの学校いじめ防止基本方針の理解（ロールプレイング、実践的な研修）
 - ・組織的対応の徹底（学校組織で判断、情報共有）
 - ・主任いじめ対策監による「いじめ未然防止と対応」研修
 - ・長期休業を活用した事例研修
（解消事案をもとにした研修、進行形の事案による研修、定期的な事案交流）
 - ・主観的理解と客観的事実を区別した事実確認

(6) 保護者・地域との連携

- ・保護者、地域住民に積極的な情報提供依頼
(学校運営協議会、PTA役員会等)
- ・事案発生時に関係する児童の保護者へ確実に情報提供
(いじめの疑い段階での確実な連絡)
- ・管理職による情報提供の履行の見届け
- ・いじめの解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくり
(被害者側への寄り添い、いじめの認知)

(7) 関係機関との連携(チーム学校、被害者・加害者への支援・指導)

- ・教育委員会へ直ちに報告
- ・関係機関との情報共有や指導の際の連携
(警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー)
- ・各種相談窓口の紹介(教育委員会はもとより、警察、スクールカウンセラーやエールぎふ、子ども相談センター等)
- ・「子どもホッとカード」等の配付・活用紹介

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 <必置>

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学 校 職 員：校長、(副校長)、教頭、主幹教諭、いじめ対策監、(主任いじめ対策監)、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等
学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、スクールカウンセラー 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「岩野田小学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	・職員研修会の実施 (前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達) ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・教師による「よいこと見つけ」(児童への視点の提示) ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・「大人と子供たちとの4つの約束」「いじめ対応フロー図」の説明と掲示 ・ICTを活用した子供の健康サポート「ここタン」の活用について	「方針」の確認
5月	・「学校運営協議会」で方針の説明 ・第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施(外部含む) ※校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施 ・児童会主体による「よいこと見つけ」(継続実施)	
6月	・「いじめ防止強化週間」(6月23日～7月4日) (各種担当者による講話、授業や集会、児童の取組等) ・児童向けネットいじめ研修① ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・「いじめについて考える日」に向けた取組 ・第1回いじめアンケート及び情報提供アンケートの実施 ・アンケートに基づく教育相談実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	
7月	・「いじめについて考える日」7月3日 ・第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」 ・職員会(夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り)	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会(ネットいじめ・教育相談も含めた) ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施(前期の評価)	
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表	
10月	・児童向けネットいじめ研修② ・いじめ問題を扱った道徳授業について	
11月	・「いじめ防止月間」の取組(児童主体の取組等) ・「学校運営協議会」の実施 ・第2回いじめアンケート及び情報提供アンケートの実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	
12月	・いじめについて考える集会(児童のいじめ防止対策の発表) ・第2回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」 ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施	第2回県いじめ調査
1月	・職員会(冬休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り) ・教職員による今年度の振り返り	
2月	・児童会の取組のまとめ ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・学校運営協議会の実施 ・第3回いじめアンケート及び情報提供アンケートの実施	

3 月	・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（年間評価） ・今年度の振り返りに基づく次年度の方向の検討 ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回県いじめ調査 問題行動調査 (文科)
--------	--	-----------------------------

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

【組織対応】

- ・「いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、**保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。**
- ・「いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童生徒及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の**背景にある意識を振り返り**、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。
（背景に迫る！）
- ・いじめを受けた児童生徒に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童生徒に対しても、保護者と連携し児童生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

（重大事態の認識や重大事態と判断した後の主な対応など）

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの未然防止の取組に関すること
- ②いじめの早期発見の取組に関すること
- ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、**また**アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。
（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）
（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 令和6年8月改定参照）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。

☞「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。